平成２９年（フ）第２９５２号
東京都江戸川区篠崎町６丁目19―２　熊澤方
破産者　小澤　三亮
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３１８４号
東京都墨田区横川１丁目15―１―515
破産者　奈良部直輝
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２４６号
東京都板橋区前野町１丁目29―１
破産者　藤田　淳子
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４２３号
埼玉県川口市差間３―31―12、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区本所３丁目10番12号
破産者　有限会社マジックバス
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
長野県飯田市長野原123番地３
破産者　竜西建設株式会社
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第２１８号
愛知県一宮市大和町氏永字仲林140番地の１
破産者　一宮青果株式会社
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第９０１号
大阪府吹田市青山台２丁目１番15号　（株）ハルヒサ、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市青山台２丁目12番６号
破産者　北千里建築株式会社
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３９０号
大阪府箕面市粟生間谷東６丁目16番４号
破産者　一般社団法人在宅支援センター
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０２号
広島市東区馬木３丁目15番13号
破産者　有限会社おか商店
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８５０号
東京都江戸川区松江７丁目16番23号
破産者　株式会社上田工舎
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０８号
愛知県豊田市上郷町郷立13番地
破産者　永田工業株式会社
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１４２４号
埼玉県川口市北原台２丁目17番27号　コスモプレイス北原台Ⅱ　204、破産手続開始時の住所埼玉県川口市北原台３丁目６番35号
破産者　小高　正英
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９０６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―34―108、破産手続開始時の住所埼玉県上尾市大字上尾下907番地15
破産者　小川　直人（旧姓桑島）
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１１号
埼玉県川口市末広１丁目21番８号　末広マンション302号、破産手続開始時の住所埼玉県川口市芝富士１丁目27番36―604号　日神パレステージわらびプレイス
破産者　栗林　弘章
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２６号
さいたま市南区辻２丁目５番３号
破産者　秋本　尚美
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２８０号
さいたま市中央区鈴谷４丁目11番16号　島田ハウス101号
破産者　篠崎　律子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
長野県飯田市上久堅23番地２
破産者　田中　智子
1　決定年月日　平成29年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部